

# あと 5 年！今から備える生産緑地の相続対策

講師：ランドマーク税理士法人 代表社員税理士 清田 幸弘 先生

生産緑地法の適用が終了する 5 年後、相続税の納税猶予や固定資産税の軽減措置がなくなり、都市農家地主が一斉に土地を市場流出させるのではないかと懸念される「2022 年問題」に際し、法改正が行われています。本セミナーでは、創業以来一貫して都市農家の経営・相続税申告に携わってきた清田幸弘先生を講師に迎え、生産緑地終了に向けて税理士が顧問先農家にどのような対策を行うべきか解説します。

日 時： 平成 29 年 10 月 19 日（木） 16：00～19：00（休憩時間等含む）

※セミナー終了後、懇親会を行いますので、是非ご参加ください。

場 所： TKP 渋谷カンファレンスセンター  
（渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル）  
渋谷駅徒歩 3 分

参加費： 会 員 8,640 円（税込）  
非会員 10,800 円（税込）

### 【講演内容の一部】

- ・都市農家の相続対策の基本
- ・生産緑地制度の概要
- ・近年の法改正の影響
- ・2022 年に向けて生産緑地の相続、有効活用のポイント

### 【講師】ランドマーク税理士法人

代表社員 税理士 清田 幸弘 先生（「資産税実務研究会」会員）

1962 年神奈川県横浜市生まれ。明治大学卒業。横浜農協（旧横浜北農協）に 9 年間勤務、金融・経営相談業務を行う。資産税専門の会計事務所勤務の後、1997 年清田幸弘税理士事務所設立。その後、ランドマーク税理士法人に組織変更し、現在 12 支店で精力的に活動中。相続実務のプロフェッショナルを育成するため「丸の内相続大学校」を開校し、業界全体の底上げと後進の育成にも力を注いでいる。



ご注意 欠席の場合、配布した資料は後日ご郵送いたしますが、講義の録音は致しませんのでご了承ください。

### お申込から受講までの流れ・・・

- ① 受講を希望される方は本書を FAX にてお送りください。
- ② 概ね 1 週間以内に「ご請求書」を郵送にてご送付いたします。
- ③ 「ご請求書」到着後、指定口座に受講料をお振ください。
- ④ 開催日約 1 週間前にメールにて「受講票」をお送りいたします。
- ⑤ 「受講票」は当日必ずお持ちください。 ※ 懇親会参加費は別途、セミナー会場にてお支払いいただけます。

10/19(木) セミナーお申込み ☎ FAX:03-5778-2614

セミナー後の懇親会（会費：5,000 円/税込）に（参加する ・ 参加しない）  
↑どちらかに○をつけてください

貴事務所名		お 名 前	
TEL		領収書のお宛名	事務所名 ・ 個人名
E-mail	@	（受講票の送付先となります）	